高齢者住宅改修助成事業のご案内

この２つの制度は、住み慣れた在宅での自立した生活を支援するために、居室・浴室・便所等の改修、手すり・スロープ等の設置工事に対して、費用の一部を助成するものです。

必ず、着工する前に市へ申請が必要です。

		介護保険制度の住宅改修	豊田市すこやか住宅リフォーム助成事業
①	対象者	介護保険認定者の内、在宅で介護を受けている人 （入所・入院中の方は、在宅に戻ることが必要）	左記に加え、 ・介護保険自己負担割合が１割負担の人 ・平成１２年３月以前の高齢者等又は身体障がい者を対象とした同様の助成を受けていない人 ・介護保険料未納による給付制限を受けていない人
②	住宅	①の対象者の住民票上の住所と一致する市内の住宅	①の対象者の住民票上の住所と一致する市内の住宅
③	対象工事金額	個人当たり上限額２００，０００円 （上限に達するまで複数回利用できます）	個人当たり上限額２００，０００円 （上限に達するまで複数回利用できます）
④	助成額	③の金額の内、９割、８割又は７割 １割負担の人は１８０，０００円まで ２割負担の人は１６０，０００円まで ３割負担の人は１４０，０００円まで （介護保険自己負担割合に応じて１～３割の自己負担有り）	③の金額の内、９割　１８０，０００円まで （１割の自己負担有り）
⑤	工事の内容	1　手すりの取付け 2　段差の解消 3　床材の変更（滑り防止・移動の円滑化） 4　扉の取替え（開き戸→引き戸など） 5　便器の取替え（和式→洋式） 6　その他１～５に付帯して必要となる工事	左記に加え、 ・居室にトイレ・浴室の新設（移動が困難な場合） ・車椅子対応等の洗面台・流し台への取替え ・温水洗浄、自動水洗等の機能が付加されている洋式便器への取替え ・通路の新設工事等 **対象となるか工事前に確認・相談して下さい。**
⑥	対象外の工事	・上記⑤の１～６と解釈できない工事 ・事前に市の確認承認の無い工事 ・入所・入院・死亡後に行われた工事 ・新築工事 ・家屋面積の広がる増築部分に当たる工事	・介護保険制度で助成できる工事（介護保険優先） ・事前に市の確認承認の無い工事 ・入所・入院・死亡後に行われた工事 ・新築工事 ・家屋面積の広がる増築部分に当たる工事

※領収日時点の自己負担割合で支給額及び助成額を計算します。所得申告の修正や世帯員の異動等により自己負担割合が変更になった場合、すでに支給した金額を返還していただくことがあります。

■　**申請手順**

1　担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターに相談する

↓

2　改修業者を決める（指定業者等はありません）

↓

3　現地を確認したケアマネジャー等に理由書を作成してもらい、工事内容を決める

↓

4　見積書（要内訳）、工事前と工事後の見取り図（要住宅内の間取り）、写真（要日付）を用意する

↓

★**5　介護保険課(本庁）で工事着工前に事前確認をする（事前確認を受けずに行った工事には支給不可）**

※書類に不備・不足が有る場合は再提出となります。

※事前確認後、１０日から２週間で結果を通知します。必ず通知の内容を確認の上、着工してください。

↓

6　工　事

↓

7　工事完了後の写真を撮る（要日付）

↓

8　工事代金を全額支払い、領収書を受け取る（宛名又は但し書きに本人氏名を明記）

↓

9　書類をそろえて介護保険課（本庁）で申請する
（書類に不備がある、変更申請等の認定結果が出ていない又は入院中等で在宅していない場合、申請受付ができません。）

■　**必要書類**（★印の書類が事前確認に必要）

★□　申請書　（※１）
★□　住宅改修が必要な理由書
★□　見積書
★□　工事前と工事後の見取り図（住宅内の間取りが記載された平面図）
★□　工事前写真（年月日入り）
□　領収書原本
□　工事後写真（年月日入り）
（□）住宅改修承諾書（住宅所有者が本人以外の場合）
（□）委任状（振込口座を本人以外にする場合）
（□）請求内訳書（事前から工事費を変更した場合　※２）

（※１）介護保険住宅改修とすこやか住宅リフォームで申請書が異なります。
併せて申請する場合は、両方の申請書が必要になります。
（※２）変更が判明した時点で介護保険課へ連絡してください。

↓↓　様式ダウンロードはこちらから　↓↓
http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/fukushi/koureisha/kaigo/1017816/1017818.html

【問合せ先】

豊田市役所　福祉部　介護保険課　給付担当　　電話（０５６５）３４－６６３４

■　理由書（２ページ目）作成例

住宅改修が必要な理由書　（P2）

＜P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果④改修項目　を具体的に記入してください。＞

活動	①改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況（…なので…で困っている）を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（…することで …が改善できる）を記入してください		④ 改修項目（改修箇所）
排泄	☑ トイレ出入口の出入（扉の開閉を含む） ☑ 便座からの立ち座り（移乗を含む） ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他（　）	●排泄動作の際、既存の便器高が低く、つかまるものもないため、立ち座りが困難である。 ●すり足歩行のため、トイレの出入りの際、敷居段差に足を取られ転倒する危険がある。 ●トイレの扉が開き戸のため、開け閉めの際、体勢を崩しやすく、転倒の危険がある。	☐ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（　）	●便器を高さの高いものに交換し、腰掛けて右手側に手すりを取り付けることで、立座りが安定し、排泄動作が改善される。 ●出入口の敷居を撤去することで段差が解消され、つまずくことなく出入りができる。 ●トイレ扉を開き戸から引き戸に取り替えることで、開け閉め動作が安定し、安全に出入りできる。 （既設照明スイッチが引き戸に掛かるため、併せてスイッチの移設が必要）	☑ 手すりの取付け （トイレ壁） （浴室⇔洗面） （居間⇔廊下） （階段） （掃き出し窓） ☑ 段差の解消 （トイレ出入口） （浴室床） （寝室⇔居間、廊下） （廊下⇔洗面） （掃き出し窓） ☑ 引き戸等への扉の取替え （トイレ） （　） ☑ 便器の取替え （トイレ） （　） ☑ 滑り防止等のための床材の変更 （階段） （屋外通路） ☑ その他 （スイッチ移設） （扉の継ぎ足し） （　）
入浴	☑ 浴室出入口の出入（扉の開閉を含む） ☑ 浴室内での移動（立ち座りを含む） ☑ 洗い場での姿勢保持（洗体・洗髪含む） ☑ 浴槽の出入（立ち座りを含む） ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ 衣服の着脱 ☐ その他（　）	●浴室への出入りの際、脱衣所に対し浴室床面が低いため、その段差につまずき転倒の恐れがある。 ●浴槽にで出入りする際、浴槽縁の外側の高さが３５cmに対し内側が５５cmと深く、内外の差も大きくアンバランスなため、また座作が不安定となり転倒の危険がある。 ●浴室の出入り時、洗身時、浴槽出入り時に動作の中でつかまる場所がなく、壁を頼りに移動しているので、転倒リスクが非常に高い。	☐ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 ☑ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（　）	●ユニットバスに交換するなかで、浴室床が脱衣所床面までかさ上がることで、段差が解消され、転倒の危険が取り除かれる。 ●浴槽を浅いタイプのものに変更することで、またぎの段差が和らぎ、安全に出入りできる。 ●浴室の出入り口（脱衣側、浴室側）、洗い場、浴槽脇に手すりを取り付けることで、動作時つかまることができ転倒リスクが和らぐ。	
外出	☑ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入（扉の開閉を含む） ☑ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☑ その他（吐き出し窓からの出入）	●玄関から外出する際、上り框に段差があり、つかまるところもないため昇降時転倒の危険がある。 ●玄関ポーチから門扉までの屋外通路の材質が砂利のため、足を取られたり、足を滑らせやすく転倒の恐れがある。 ●趣味であるガーデニングを行う際は、居間の掃き出し窓から庭へ出入りしているが、掃き出し窓の段差が大きく転びそうである。	☐ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 ☑ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☑ その他	●玄関上り框に踏み台を設置することで段差を解消し、手すりを取り付けることでつかまりながら、安全に昇降できる。 ●屋外通路をコンクリート（刷毛引き）で補装することで、足を取られることなく歩行できる。 ●掃き出し窓の段差解消のため、手すり付きの階段を設置することで、安全に出入りできる。	
その他の活動	☑ 屋内移動 ☐ その他：	●寝室から居間へ移動する際、段差あり転倒の危険がある。 ●居間から洗面やトイレへの移動時、敷居の段差があるためつまずきやすい。 ●洗濯物を干す際に２階のベランダへ行くが階段に手すりがなく、また踏み面の木質が滑りやすいため、転落の恐れがある。	☐ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 ☑ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（　）	●寝室の出入り口２か所にスロープを取り付けることで、段差が解消され、安全に出入りができる。 ●居間の出入り口に手すりを取り付け、敷居を撤去することで安全に移動できる。（敷居の撤去に伴い扉の継ぎ足し補修が必要） ●階段に手すりを取り付け、階段踏み面に滑り止めテープを接着することで、安全に昇降できる。	

■基本的に、利用者の状態を把握している担当のケアマネジャー・地域包括支援センター職員が作成（福祉住環境コーディネーター２級等の資格者も作成を認める）

■部屋・空間ごとにまとめず、改善したい各動作・動線単位で理由・効果を明確に記載

■該当する項目のチェック（☑）漏れに注意

■　見積書作成例

（見積書・請求書）内訳書

平成30年3月20日

豊田市西町3丁目60番地

豊田　太郎　　様

合計金額（税込）　¥2,150,000

〒471－0000　豊田市東町3丁目60番地
豊田リフォーム株式会社
代表者　豊田　豊
電話　（0565）34－6793
豊田リフォーム株式会社

部屋名	改修箇所	内容	規格・仕様	単価	数量	数量単位	金額	備考
玄関	玄関手すり	手すり	木製縦手すり　Φ35　700	7,000	1	本	7,000	
		取付部材		1,000	2	個	2,000	
		手すり取付費		5,000	1	箇所	5,000	
	上り框	踏み台	既製品「（メーカー・商品名）」500×300×150	9,000	1	台	9,000	
		踏み台取付費		5,000	1	箇所	5,000	
トイレ	既設撤去・処分	便器	（一体のタンク・手洗い含む）	15,000	1	台	15,000	
		床		15,000	1	式	15,000	
		扉（開き戸）		15,000	1	枚	15,000	
		敷居		10,000	1	箇所	10,000	
	便器	新設便器	「（メーカー・商品名）」	70,000	1	台	70,000	
		便座	「（メーカー・商品名）」	50,000	1	台	50,000	
		タンク	便器と一体のもの	30,000	1	台	30,000	
		手洗い	別付け	20,000	1	台	20,000	
		排水設備	便器接続に係る最小限のもの	10,000	1	箇所	10,000	
		給排水設備	手洗い設置に係るもの	15,000	1	箇所	15,000	
		便器設置費		25,000	1	台	25,000	
	トイレ内手すり	手すり	木製L字型手すり　Φ35　1000	10,000	1	本	10,000	
		取付部材		2,000	2	個	4,000	
		補強板		6,000	1	枚	6,000	
		手すり取付費		5,000	1	箇所	5,000	
	出入口	敷居補修費	バリアフリーレール	15,000	1	箇所	15,000	
		新設引き戸		50,000	1	枚	50,000	
		取付調整費		30,000	1	箇所	30,000	
		スイッチ移設費		10,000	1	箇所	10,000	
浴室	既設撤去・処分	浴槽		25,000	1	式	25,000	
		床		25,000	1	式	25,000	
		壁		25,000	1	式	25,000	
		天井		25,000	1	式	25,000	
		扉		25,000	1	式	25,000	
		その他		25,000	1	式	25,000	
	ユニットバス	ユニットバス部材		700,000	1	式	700,000	別紙参照
		ユニットバス組立設置費		120,000	1	式	120,000	
		ユニットバス土台工事		50,000	1	式	50,000	
		給排水設備	再接続用の最小限の給排水管	20,000	1	式	20,000	
		給湯設備		30,000	1	式	30,000	
		脱衣場側壁補修・戸枠補修		30,000	1	式	30,000	
寝室	出入口	スロープ	廊下側・居間側同規格	8,000	2	台	16,000	
		スロープ取付費		5,000	2	箇所	10,000	
居間	出入口	手すり	居間側・廊下側共に木製縦手すり　Φ35　700	7,000	2	本	14,000	
		取付部材		2,000	4	個	8,000	
		手すり取付費		5,000	2	箇所	10,000	
		敷居撤去・補修	バリアフリーレール	10,000	1	箇所	10,000	
		扉継ぎ足し		5,000	1	箇所	5,000	
階段	階段手すり	手すり	木製縦手すり　Φ35　2000	20,000	2	本	40,000	
		手すり	木製縦手すり　Φ35　1000	10,000	1	本	10,000	
		取付費		5,000	3	箇所	15,000	
	階段床面	滑り止めテープ		2,500	12	枚	30,000	
屋外	居間掃き出し窓	手すり付き踏み台	既製品「（メーカー・商品名）」	25,000	1	台	25,000	
		取付費		10,000	1	箇所	10,000	
	屋外通路	砂利撤去・処分・整地		30,000	1	式	30,000	
		舗装費	コンクリート刷毛引き仕上げ	30,000	4	㎡	120,000	
		重機使用費		20,000	1	式	20,000	
その他	全体	養生費		10,000	1	式	10,000	
		資料作成・申請代行費		10,000	1	式	10,000	
		諸経費		80,000	1	式	80,000	
		値引き		−15,259	1	式	−15,259	
小計							1,990,741	
消費税					8	%	159,259	
合計							2,150,000	

■宛名を利用者氏名とするか、施工する住宅が利用者宅であることを見積書内に明記

■工事を行った場所ごとに分けて記入

■部材と人工を区別して記入

■一式でなく、できるだけ具体的な単位で記入

■浴室工事等がユニットバス化であっても、部材ごとに内訳を記入（メーカー作成のものでも可）

■養生費や市役所への申請代行料等は給付の対象外（諸経費として認めない。見積書に記載した上で、利用者へ実費請求すること）

■　ユニットバス内訳作成例

ユニットバス内訳書

平

町3丁目60番地

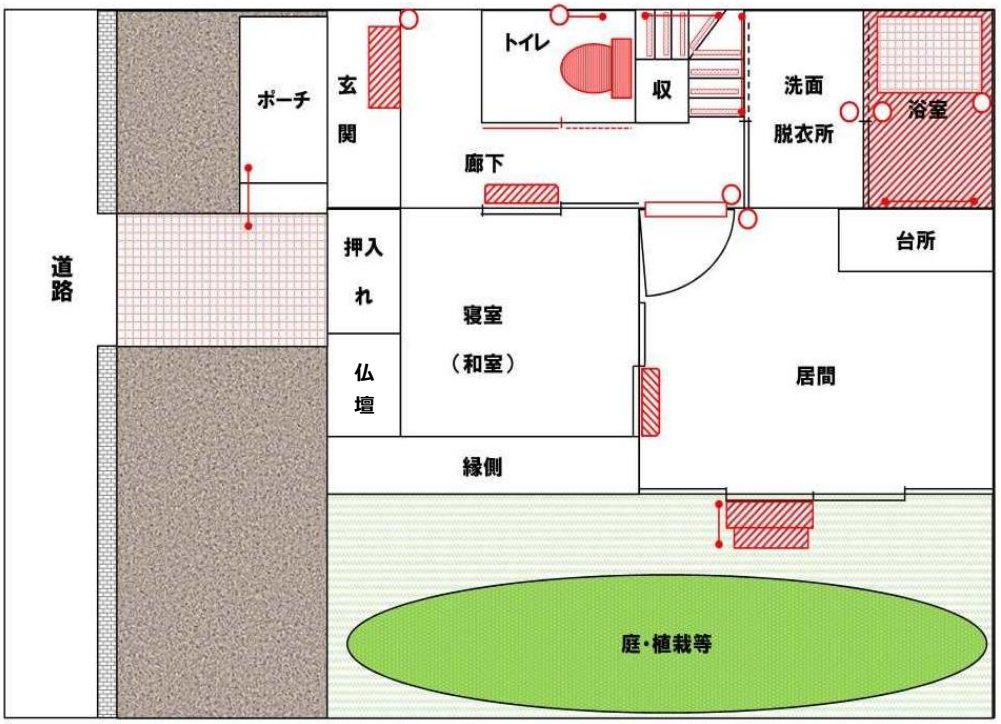
田　太郎　　様

金額（税込）　¥700,000

〒471－0000　豊田市東町3丁目60
豊田リフォーム株式会社
代表者　豊田　豊
電話　（0565）34－6793

改修箇所	内容	規格・仕様	単価	数量	数量単位	金額
ユニットバス	浴槽		70,000	1	式	70,000
	床		120,000	1	式	120,000
	壁		70,000	1	式	70,000
	天井		50,000	1	式	50,000
	扉		70,000	1	式	70,000
	窓		50,000	1	式	50,000
	照明		40,000	1	式	40,000
	風呂蓋		10,000	1	式	10,000
	タオル掛け		10,000	1	式	10,000
	水栓・シャワー		40,000	1	式	40,000
	鏡		50,000	1	式	50,000
	棚		40,000	1	式	40,000
	その他区分け不可な部材		80,000	1	式	80,000
						700,000

■　見取り図作成例



■工事の前後が分かるよう、工事前と工事後の見取り図が必要
■様式自由。配置が分かれば手書きでも可
■手すりや踏み台・スロープなどの構造物を線、丸、四角などで表す、床材の変更・嵩上げ部分を斜線や色塗りで表す等工事を行うこと及びその内容を図示
■屋外工事のみの場合は、住宅内の間取りの記載は必須ではない。（屋外工事のみでも、住宅内の行動経路を確認する必要があると判断した際は、間取りの記載を求める。）

■　写真作成例

提出写真は全て撮影時の日付（年・月・日）を入れていただく必要があります。原則は工事看板ですが、デジタルカメラの日付機能で挿入された日付でも可能です。**日付なし、パソコンで画像データの上から加工等は認められませんのでご注意ください。**





段差は、メジャー等の対象物を置き段差があることをはっきりと示してください。正確に高さや幅を測る写真は、メジャー等が接地していることがわかるアングルで撮影してください。段差越しにメジャーを撮影した写真は認められません。



